

理事長の報酬等に関する規程

平成28年 4月 1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人みのり会(以下「当会」という。)の理事のうち、その代表理事として当法人の理事長となった者(登記上の理事となった者)の勤務に対する対価をその報酬として支払うことを定めるものとする。

(報酬額とその適用等)

第2条 この規程の適用は、次に定めるところによる。

(1) 常勤となる者 職員給与規程に定める職員給料表の6級に定める額
(号俸は、本人の経歴及び法人の経営状況等を考慮し、理事会の承認を得て定める。)

(2) 非常勤となる者 役員費用弁償規程に定める額

2 前項第1号の者の昇給の取扱は、次によるものとする。

(1) 昇給は2年に一度とする。

(2) 6級の最高号俸で2年を経過した後の取扱は、当会の経営状況を勘案し、理事会に諮って定める。

(手当等)

第3条 前条第1項第1号の定める理事長には、職員給与規程に定める期末手当を支給し、その他の手当は支給しない。

2 前条第1項第2号に定める理事長には、手当は支給しない。

(退職金)

第4条 理事長の退職金は、常勤の理事長の場合にのみ考慮することができるものとし、その場合の支給の取扱については、職員給与規程に定めるところによるものとする。

2 理事長の退職に際しては、前項の場合のほか当会の経営状況等を勘案して、別途退職金の加算額を理事会に諮って支給できるものとする。

(旅費等)

第5条 理事長が、当会の用務で出張をする場合は、職員旅費規程による旅費等を支給する。

(社会保険等)

第6条 常勤となる理事長は、社会保険等に関する法令に定める範囲内で、その保険等の被保険者となる取扱をする。

(服務等)

第7条 理事長は、その勤務の対価の根拠となる服務の記録を諸帳簿等へ行わなければならないものとする。

- 2 理事長の服務に関しては、職員就業規則の例によるものとする。
- 3 理事長の、福利厚生に関しては、職員の例によるものとする。

(その他の取扱)

第8条 前条までに定めるもののほか、その性質上、定めて運用する必要があるものについては、その都度理事会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。